

市は責任をもって 「住民の福祉の増進」を遵守せよ

指定管理者制度



中森辰一議員の
一般質問

本会議 9月28日

すべての人にサービスを受ける権利ある

小泉内閣は、地方への財政支出を抑えたい政府の思惑と、規制緩和で行政のあらゆる業務の民間開放を広げたい財界の思惑を反映した「骨太方針」に基づき、「国から地方へ」「官から民へ」の構造改革を次々に進めています。

広島市も、「骨太方針」がうたう「新しい行政手法（ニュー・パブリック・マネジメント）」による行政改革の具体化として、「公の施設」の管理を営利企業にも代行させることができる指定管理者制度を積極的に導入し、一層の経費削減を図る考えです。

中森議員は、「骨太方針」が「国民は行政としての顧客であり、納税の対価として公共サービスを受ける権利を有する」としている点をあげ、「営利企業にとつての顧客とは利益をもたらずもの。しかし、公共サービスは、納税し得ない人も含め、すべての国民が受ける権利を持つていてはならない」と指摘。市も、「そのとおり」と答えました。

福祉・教育では正規雇用を公募条件に

東京都三鷹市が保育所の外部委託先を募集したところ、社会福祉法人の半分の請負費を提示した民間企業が請け負うことになりました。相場の半分の請負費で利益を出すには、人件費を通常の3分の1まで抑えざるをえません。この企業は、園長を含め全職員を非正規雇用としました。

中森議員は、とりわけ福祉、教育などの公共サービスに携わる職員には、経験の蓄積による高い専門性が求められ、それを実現するには継続的な雇用が不可欠と指摘し、指定管理者制度で公募する際、職員の正規雇用を公募条件とすることも検討するよう提起。市は、施設によってはそのような公募条件が必要となる場合もあるとのべ、施設ごとに検討していく考えを示しました。

市の政策で大量失業の可能性も

指定管理者制度は、03年6月の地方自治法「改正」により導入され、同時に従来の「管理委託制度」は廃止されました。そのため、現在、外部委託している「公の施設」については、猶予期間（06年9月1日）までに市の直営に戻すか、指定管理者制度を導入することになります。

中森議員は、「現在、管理受託している外郭団体の多くは市の政策により設立され、そこに働く職員も市の政策で雇用されている」とのべ、それらの外郭団体が指定管理者に指定されなかった場合の職員の処遇について質問。市は、「施設を所管する部局と公益法人などで検討しており、その結果をふまえて適切に対処したい」と答えました。

■ニュー・パブリック・マネジメント(NPM)

市民の目線で検証を・・・ NPMは、「市場競争原理」「業績・成果主義」を行政に導入し、重点化と効率化を図りつつ、行政のスリム化(自治体リストラ)と民間参入を広げようとするものです。「国民は顧客で、行政から公共サービスを買う」という「受益者負担」の考えが底流にあり、介護保険制度などはこの考えに基づいたものです。

その手法には、指定管理者制度などの外部委託、地方独立行政法人、行政評価制度、電子自治体、PFI、行政サービスの廉価な担い手としてのNPOの利用など様々あり、それぞれ「市民本位の市政を進める」という視点で検証する必要があります。

■指定管理者制度

営利企業が「管理権限」も代行・・・ 従来の「管理委託制度」では、管理委託先は、地方公共団体が出資する法人、公共団体、公共的団体といった「公的性格を有する団体」に限られ、施設の利用許可などの「管理権限」は、設置者である地方公共団体が持っていました。

一方、指定管理者制度では、営利企業を含む「指定管理者」に、管理のみならず「管理権限」までも代行させることができます。

政府は一気に民間開放の「障害」を取りのぞく構え・・・ 「公の施設」とは、「住民の福祉を増進する目的で住民に利用される施設」とされ、道路、公園、学校、病院、公民館、スポーツセンター、区民文化センター、市営住宅、保育園などが該当します。しかし、道路法や学校教育法など個別法が管理主体や管理権限を限定している施設については、「個別法が優先する」と地方自治法「改正」の国会審議のなかで政府も認めていました。

ところが政府は、法「改正」後ただちに、個別法による規制が民間参入の「障害」になるとして、個別法の「弾力的運用」で規制を緩和。さらに、個別法による規制をとりぞくのにつづつ「改正」したのでは手間と時間がかかり、その間に反対運動が起きてはまずいとの思惑から、一気に各個別法の規制の効力を失わせる「(民間開放)一括法」を来年1月からの通常国会に提出する方針を固めています。

「吉島福祉センターの指定管理者の指定」議案について 皆川けいし議員の質疑（本会議 9月29日）

■ 1問1答 ■

公共的役割を代行させる以上、応募要件をもっと厳格に

市答弁 より多くの応募を募るため、応募資格には制約を設けていない。指定管理者が市の指示に従わない場合は指定を取り消すことができるので、応募資格に制約を設けなくても適正な運営は確保できる。

「公のサービス」を営利企業に代行させることについて、市は責任を負ってきた当事者としてどう考えるか

市答弁 指定管理者の「形態」にかかわらず、適正な管理がされるよう市として責任を果たしていく。

休館日などを変更する権限も指定管理者に委ねるのか

市答弁 休館日や開館時間は条例で定まっており、これらを変更する権限まで指定管理者に委ねることは考えていない。



住民運動と 共産党の奮闘で

9月議会・経済環境委員会 9月30日
藤井とし子議員の質問

市が計画規模縮小の 方針かためる

安佐南焼却場建替計画

当初計画の600トン炉を400トン炉に

市は10月21日の経済環境委員会で、安佐南焼却場の建替規模を当初計画の600トン炉から400トン炉に縮小する意向を明らかにしました。来年1月の基本計画で正式決定する予定です。

党市議団は、「増え続けるごみに、焼却能力の拡大で対応しても根本的な解決にはならない」と一貫して主張し、9月議会の経済環境委員会でも、藤井議員が建替規模の縮小とごみ減量計画の提示を求めています。

また、「安佐地区・食の安全とゴミ減量を考える実行委員会」が請願署名運動を展開し、6月議会、9月議会に提出しました。

市がごみ推計値を大幅に見直し

市は、「ごみ減量プログラム」(今年7月発表)に、15年後の目標として、①ごみ総量を20%減、②可燃ごみを33%減、③最終埋立処分量を50%減——を掲げていました。

市は、この目標を基にごみ推計値を大幅に見直し、2013年度

以降の全処理能力(焼却場3か所)を、日量1,800トンから1,300トンに下方修正し、今回の規模縮小となりました。

これにより、建替事業費は当初の約406億円から約263億円に減少(約143億円削減)。あわせて、玖谷埋立地拡張計画も規模縮小(約43億円削減)となりました。

「集中処理への転換」で新たな問題も

当初計画は、「地域内処理」を「集中処理」にするため、佐伯、安佐北の両焼却場を廃止し、現在200トン炉の安佐南焼却場を600トン炉にして集中処理するとの内容でした。

市は、安佐南焼却場の建替規模は縮小する方針を出しましたが、「集中処理」をすすめる方針は変えておらず、焼却場近辺の交通問題、住環境への影響などが問題となります。また、建替後は事業所のプラスチックごみの焼却も計画されており、環境への影響も心配されます。

全国で広がる住宅リフォーム助成制度

「業界の機運もりあがれば行政も支援する」——藤井議員が市の答弁ひきだす

住宅リフォーム助成制度は、全国57自治体に広がっています。これまでも議会で同制度の導入を求めてきた藤井議員は、市の検討状況を質問。市は、「市内数か所でおこなった住民アンケート(回答数354件)によると、助成制度よりも安心・信用あるしくみが求められている」と報告しました。

藤井議員は、地元の商工会議所が立ち上げた「大竹すまいのリフォームセンター」(2003年12月設立・35社が登録)では需要が見込みを大幅に上回ったことや、三次市がこの9月議会で同制度を予算化したことをあげ、「安心して頼めるシステムがあれば需要は広がるので、1～2年試して効果を見てはどうか」と提案しました。

市は、「大竹市や三次市とは規模の違いがあり、膨大な事務処理など困難があるが、業界の機運が盛り上がれば行政も支援する。市独自で新たな補助金制度をつくるには大変なハードルがあるが、内容自体も含めて検討する」と答えました。

三次市の住宅リフォーム助成制度

三次市では、地域経済の活性化策として9月議会で「住宅リフォーム助成制度」(住宅・店舗リフォーム資金補助事業)の導入を県内で初めて決定しました。今年度(半年分)は330万円を補正予算として計上。助成額は、リフォームに要した経費の100分の10に相当する額以内で10万円を限度としています。

八市町村の合併にともない行われた三次市の市長選と市議選で、日本共産党は同制度の導入を公約に掲げて奮闘し、三次民主商工会も「小規模修繕工事等業者登録制度」の実施を求めて市長選の候補者と懇談するなど運動を展開していました。

白木町・大椿林道建設残土

いまだ続く残土搬入

市は住民の期待をうらぎらないように

安佐北区白木町の大椿林道沿いの残土埋立地(A地区)では、いまだに「防災工事」として残土が搬入され、下流に住む住民は不安を募らせています。

藤井議員は、「防災工事」の状況について質問。市は、条例施行から3か月の経過措置期間(12月24日)までに工事は完了する予定で、「防災工事」は市の要請どおり実施されていると報告しました。

藤井議員は、「残土が増え続けていることを住民は心配している。住民の期待に応えるためにも、市は厳しくチェックしてほしい」と求めました。

中電PCB処理施設計画

市は「法律に周知規定はない」というが

市には市民の不安に応える責任がある

市は、中国電力のPCB処理施設建設計画に対する専門家の見解は、「施設構造上の問題はないとの意見だった」と報告しました。

藤井議員は、PCBの運搬方法や経路などを住民に知らせよう要望しましたが、市は、「ポリ塩化ビフェニール(PCB)廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」にもとづき、市内388事業所の保管状況を公表することになっており閲覧もできるが、周知規定はないと答えました。

藤井議員は、市民の不安に応える責任を果たすよう市に強く求めました。